

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日か、
休日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関等の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除

解除予定の保安林(三件)

開発行為に関する工事の完了(三件)

◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

◇ 正 誤 昭和五十五年六月鳥取県告示第四百九十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 松 内 科	鳥取市今町一丁目二三	昭和五十五年六月六日
早 瀬 医 院	鳥取市川端五丁目一〇六	昭和五十五年六月十五日
周防内科医院	米子市上後藤字外浜道東 三二四	昭和五十五年六月十二日
戸口田整形外科 医院	米子市上福原一五九四	昭和五十五年六月十五日
永井整形外科医 院	米子市上後藤一四一三	昭和五十五年六月一日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	"
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富 一四三六一	昭和五十五年五月二十九日
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	昭和五十五年六月一日
前川歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	"
東 葉 局	米子市彦名町四二三三	"
合資会社川人薬 局	米子市茶町二二	"

有限会社藤田業局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇一八	〃
田中業局	東伯郡東郷町中興寺 四〇五一二	昭和五十五年六月十五日

鳥取県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を昭和五十五年六月七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月八日付けで米子市福万四八六番地一門田要一ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（財ヶ谷地区ため池等整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年六月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
赤碕（向原）地区は場整備事業	昭和五十四年八月二十五日	赤碕町
国主地区は場整備事業	昭和五十三年十一月四日	〃
野田地区は場整備事業	昭和五十五年三月二十日	東伯町

鳥取県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字湊ノ三 一七二二の二、一七二二の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字塗田原二八四九、字ニタ松二八五〇、字奥山二八五二から二八五六まで（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市高住字大平九九三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

河川施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山一四三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年二月十五日鳥取県指令受都計第四百四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大楠字上河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市野坂一八八番地

平 田 八江子

鳥取県告示第五百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年一月二十八日鳥取県指令受都計第四百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市西品治字新白下井後及び字向品治

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九番地四〇

株式会社 相 互 信 販

代表取締役社長 岸 野 高 春

鳥取県告示第五百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年一月十七日鳥取県指令受都計第四四三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字清水尻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五番地一

株式会社 西 米 商 事

代表取締役 富 長 野 武 男

公 告

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和55年6月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類及び試験科目

(1) 試験の種類

ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験科目

ア 火薬類取締りに関する法令

イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和55年8月1日(金曜日) 午前10時から12時まで

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書にはり付けること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火薬保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇

所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和55年6月16日から同月30日まで（郵送による場合は、6月30日までの消印のあるものは、有効とする。）

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—7065）に問い合わせること。

正

誤

昭和五十五年六月鳥取県告示第四百九十二号（農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁

誤

正

十一

〇・七八〇・〇六

〇・八七〇・〇六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】